

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。

2021年9月15日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第2号

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則

神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 本学に事務局長，学生部長，図書情報センター長及びいちかんダイバーシティ看護開発センター長を置き，必要に応じ，副学長_____を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(学長等の職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>3～5</u> 略</p>	<p>及び学長補佐</p> <p><u>3 学長補佐は，学長の命を受け，本学の運営を円滑に進めるため，学長の職務を補佐する。なお，具体的な職務内容については，学長が別に定める。</u></p> <p><u>4～6</u></p>

附 則

この学則は，公布の日から施行する。